

## 里帰り等により宮古島市外で妊婦健診・産婦健診・新生児聴覚検査を受診する方へ

里帰り等により宮古島市と契約をしていない医療機関等において、妊婦健診・産婦健診・新生児聴覚検査を受診する場合、通院予定の医療機関等に支払時に受診票を使用し公費助成ができるよう契約が可能かどうか市の方で確認いたします。

①契約が可能の場合、受診票を使用して上限の範囲内で公費助成が可能となり、窓口でのお支払の負担が軽減されます。今後は市と医療機関等で調整していきます。

②契約ができない場合、費用は窓口において全額自己負担していただき、後日、市健康増進課にて払い戻しの手続きをしてください。費用は、本市要綱の定めた助成上限額の範囲内で払い戻され、超えた金額は自己負担になります。

申請の期限は、いずれも最後に受診した日から1年以内です。

### ◎よくある質問◎

Q.「健診費用はどれくらいかかる？」

A. 妊産婦健診等は自費です。病院によって、またその時の妊産婦さんやお腹の中の赤ちゃんにとって必要な検査を実施する場合もあるため費用はそれぞれです。

Q「払い戻される金額が少ない」

A. 本市要綱に定められた助成上限を超えた金額は自己負担になります。また下記の健診等は助成対象外です。

### 助成対象とならない健診

●健康保険適用の診療 ●妊娠判定のための診療 ●定期健診以外の健診 ●海外で受診した健診 ●子どもの健診 ●予防接種

### 【妊婦健診】

受診票によって助成額上限額が異なります(下記表)。

どの受診票をいつ使用し、健診料金にかかった料金を市助成上限額の範囲内で払い戻しいたします。

定められた公費成上限額(令和4年4月1日現在)

受診票の種類	助成上限額	有効期限・望ましい受診週数	
第1回目	9,000円	妊娠初期	
第2回目	5,000円	※有効期限 20週～23週	
第3回目	6,000円	※有効期限 24週～28週	
第4回目	6,000円	※有効期限 29週～33週	
第5回目	6,000円	※有効期限 34週～出産	
9-1回目	5,040円	受診週数は限定しない。 受診票が前後して使用してもかまわない。	
9-2回目	9,820円		※ただし超音波検査未実施の場合 5,040円
9-3回目	5,040円		
9-4回目	9,290円		※ただし超音波検査未実施の場合 5,040円
9-5回目	5,040円		
9-6回目	9,820円		※ただし超音波検査未実施の場合 5,040円
9-7回目	5,040円		
9-8回目	5,040円		
9-9回目	5,040円		
HIV/風疹/ クラミジア	5,640円	第1回目の健診で実施が望ましい できるだけ早い時期	初回検査のみ対象 転院先で再検査した場合助成対象外
HTLV-I	2,290円	30週までに	初回検査のみ対象 転院先で再検査した場合助成対象外

#### 払い戻し手続きに必要な書類

- 妊婦健康診査受診票(病院の印鑑押印、結果が記載されているものが必要)
- 医療機関が発行する領収証・明細書(妊婦健診料が確認できるもの)
- 通帳(妊婦さんご自身の通帳で、表紙と見開きの写しが必要)
- 母子手帳又は親子健康手帳(表紙と妊娠経過のページの写しが必要)
- 認印

### 【産婦健診】

---

助成上限額:健診 1 回につき 5,000 円

産婦健診は、産後間もない時期のお母さんのこころとからだの健康状態を確認する健診です。

出産後 2 週間前後と出産後 4 週間前後(8 週間を超えない)の合計 2 回実施します。(病院によっては 1 回のみ)

質問票は必ず医療機関の方と一緒に実施し、医療機関の方が記入します。

3 枚複写になっており、1 枚目市役所控え、2 枚目医療機関控え、3 枚目本人控えとなります。

※質問票は 3 種類あります。

- ①エジンバラ産後うつ質問票(2 回分)
- ②赤ちゃんへの気持ち質問票(2 回分)
- ③育児支援チェックリスト(1 回分。2 回の健診のうちいずれかで 1 回実施)の 3 種類です。

#### 払い戻しに必要な書類

- 産婦健康診査受診票(病院の印鑑押印、結果が記載されているものが必要)
- 質問票

※質問票を実施していないまたは提出できない場合、払い戻すことはできません。

※産婦健診を実施していない医療機関等もあります。質問票だけを提出しても払い戻すことはできません。

- 医療機関が発行する領収証・明細書(産婦健診料が確認できるもの)
- 通帳(妊婦さんご自身の通帳で、表紙と見開きの写しが必要)
- 母子手帳又は親子健康手帳(表紙と出産の状態のページの写しが必要)
- 認印

### 【新生児聴覚検査】

---

助成上限額:3,000 円(初回検査のみ)

生後 28 日未満の新生児に実施する聴覚検査です。(ほとんどの方が出産の入院中に実施されます。)

先天性難聴を早期に発見し早期に治療・療育を開始することがこぼの発達には重要です。お子さんの聞こえの確認のために、ぜひ受検しましょう。

※出産費用等に含まれ個別で料金を設定していない場合は、検査料が確認できないため助成できません。

#### 払い戻しに必要な書類

- 新生児聴覚検査受診票(病院の印鑑押印、結果が記載されているものが必要)
- 医療機関等が発行した領収書・明細書(新生児聴覚検査料金が確認できるもの)
- 通帳(妊婦さんご自身の通帳で、表紙と見開きの写しが必要)
- 親子健康手帳または母子手帳(表紙と新生児聴覚検査結果のページの写しが必要)
- 認印

●●お願い●●

「払い戻しに必要な書類」について、いつ・どの受診票を使用したのか・金額・医療機関の記入漏れ等がないか審査いたします。

払い戻しに必要ですので、医療機関には「受診票」と「母子手帳」へ記入してもらってください。